

# 4月から下水道使用料を改定します

下水道事業は、快適な暮らしや良好な水環境を保つため、みなさんの下水道使用料などで運営しています。今月は、令和7年4月からの下水道使用料の改定内容と本市の下水道事業の概要についてお知らせします。

## 下水道事業の概要

下水道は、生活に欠かすことのできないライフラインの1つです。本市においても、快適で清潔な暮らしを保つため、家庭のキッチンやトイレから排出される汚水を下水道管で処理場まで運び、きれいにしてから川へ放流することで、公共用水域の水質保全の役割を果たしています。また、市街地の雨水を速やかに排水し、浸水から家や家財を守ることも下水道事業の大きな役割です。

本市の下水道事業には、次の①～③の事業があり、処理施設の概要については、下記【表1】のとおりです。

- ① 公共下水道事業  
昭和54年に深川地区、平成11年に音江地区の供用を開始
- ② 農業集落排水事業  
平成2年に納内地区、平成10年に多度志地区の供用を開始
- ③ 個別排水処理施設整備事業  
①・②の処理区域を除く地域を対象に平成7年に供用を開始

問合せ：上下水道課庶務係  
② 番窓口 / 電話 26・2365

## 4月からの下水道使用料

令和7年4月(5月検針分)※検針がなく月末締めの場合は4月分)からの下水道使用料は、左記【表2】のとおりで、今回の改定により、一般用基本使用料は363円、一般用超過使用料は44円の引き上げとなります。また、低所得者世帯などの軽減後の基本使用料は左記【表3】のとおり、99円引き上げとなります。

【表2：下水道使用料(税込額)】

用途区分	基本水量	現行の使用料		改定後の使用料	
		基本使用料	超過使用料	基本使用料	超過使用料
一般用	8㎡	1,474円	198円	1,837円	242円
浴場用	1㎡当たり	36円		45円	

※基本使用料は、基本水量までの金額

※超過使用料は、基本水量を超える1㎡当たりの金額

【表3：低所得世帯などの軽減後の基本使用料(税込額)】

	現行の使用料	改定後の使用料
軽減後の基本使用料	1,122円	1,221円

※超過使用料は軽減されません



深川市マンホールキャラクター「ワッカくん」

### 一般用下水道使用料の計算方法例(1カ月20㎡を使用した場合の比較)

<現行の使用料>		<改定後の使用料>	
・基本使用料(8㎡まで)	1,474円	・基本使用料(8㎡まで)	1,837円
・超過使用料(8㎡以上) 198円×12㎡	2,376円	・超過使用料(8㎡以上) 242円×12㎡	2,904円
計3,850円		計4,741円	



改定後 **4,741円** - 現行 **3,850円** = **891円** が増額となります。

※上水道を使用している方は、別途水道料金が合算されます。

【表1：処理施設の概要】

処理区	深川	音江	納内	多度志	合計
① 公共下水道事業 / ② 農業集落排水事業					
終末処理場(カ所)	1	1	1	1	4
ポンプ場(カ所)	2	0	0	0	2
汚水ポンプ所(カ所)	12	4	2	3	21
汚水管(キロメートル)	93.69	22.30	12.84	6.38	135.21
雨水管(キロメートル)	44.36	3.52	0.72	0	48.60
③ 個別排水処理施設整備事業					
合併処理浄化槽(基)	303	177	201	102	783

## 使用料改定の理由

本市の下水道事業は、事業の健全な経営について調査審議する「深川市上下水道経営審議会」に意見を聞きながら、将来にわたり事業を安定的に維持していくため、定期的に使用料の見直しを行っています。

下水道事業の経費は、下水道使用者が使用量に応じて費用を負担する受益者負担が原則となりますが、平成10年4月の改定以降、26年間にわたって下水道使用料(税抜額)を据え置いており、直近10年間ほどは、汚水処理経費に対して使用料収入が不足し、一般会計からの繰入金で補ってまいりました。

公営企業会計では、一般会計からの繰入金に頼らない経営が基本とされており、現状の使用料を継続すると、人件費や物価高騰などによる維持管理費の増加や人口減少に伴う使用料収入の減少などにより財源が不足し、事業の継続が困難となるため、令和7年4月より使用料を引き上げることとしました。

今後も人口減少に伴う使用料収入の減少が想定されるなど、さまざまな課題がありますが、生活に欠かすことのできない下水道を将来にわたって安定的に継続できるよう、健全な経営に努めますので、下水道事業への理解と協力をお願いします。

### 「ワッカくん」スタンプ販売中!!

深川市水道事業キャラクター「ワッカくん」のLINEスタンプを販売しています。下記QRコードから元気いっばいで可愛い水の妖精ワッカくんのスタンプが購入できます!!



### 水道の届け出はお早めに!!

3月・4月は、引っ越しの多い時期です。住所が変更になる場合(転入・転出・転居)や入院、施設入所などで一時的に水道を使用しない場合は、水道の開栓・閉栓の届け出が必要です(電話連絡でも可)。

なお、開栓・閉栓の届け出により基本料金が変更になる場合があります(使用期間が検針日より15日以内の場合は、基本料金が半月分となります)。